

令和2年門審第16号

裁 決
作業船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和元年10月26日10時40分
福岡県鶉来島北西方沖合
- 2 船舶の要目
船種船名 作業船A
登録長 11.90メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出力 308キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや船尾寄りに操舵室を配置し、同室前部左舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置、右舷側に魚群探知機及びGPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製交通船兼作業船で、a受審人が単独で乗り組み、潜水士2人及び潜水監視員1人を同乗させ、鵜来島南方沖合に築造された2箇所目の潜堤を調査する目的で、船首0.6メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和元年10月26日07時50分福岡県浜崎今津漁港を発し、同県博多港第3区に向かった。

ところで、鵜来島は、博多港港奥に位置し、北西方約250メートル、東方約50メートル、南東方約280メートル及び西方約100メートルの各沖合まで干出浜が拡張する、外周約180メートル、平均水面上高さ17メートルの小島で、同島北北西方約500メートルに可航水域を示す右舷標識として博多港鵜来島北灯浮標が設置されていたほか、一般財団法人日本水路協会発行のプレジャーボート・小型船用港湾案内（九州北西岸）（以下「港湾案内」という。）に干出浜の拡張状況が示されていた。

a受審人は、鵜来島周辺を航行して潜堤に接近する予定であったが、波浪の状況を見れば、浅所を避けながら潜堤に接近できると思い、発航に先立ち、船内に備えていた港湾案内に当たって同島周辺の水深を把握するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、08時30分博多港西公園下防波堤灯台（以下「西公園防波堤灯台」という。）の南西方約800メートルとなる1箇所目の潜堤に到着し、潜水調査を終えたのち、10時25分同潜堤付近を発進して2箇所目の潜堤に向かった。

a受審人は、舵輪後方に立ち、GPSプロッターを作動させて操船に当たり、10時30分半僅か過ぎ西公園防波堤灯台から269度

(真方位、以下同じ。) 660メートルの地点に至り、鵜来島北方沖合を回り込む予定で、針路を305度に定め、機関を回転数毎分300にかけ、2.0ノットの速力(対地速力、以下同じ。)で、手動操舵により進行した。

こうして、a受審人は、鵜来島東方沖合を北上したのち、10時37分僅か過ぎ西公園防波堤灯台から282.5度1,020メートルの地点に至り、同島北西方に拡張する干出浜に向首することに気付かないまま、針路を225度に転じ、10時40分同灯台から275度1,120メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同干出浜に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に亀裂及び擦過傷を、プロペラ及び舵に曲損を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、鵜来島周辺を航行する予定で発航する際、水路調査が不十分で、同島北西方に拡張する干出浜に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、鵜来島周辺を航行する予定で発航する場合、船内に備えていた港湾案内に当たって同島周辺の水深を把握するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、波浪の状況を見れば、浅所を避けながら潜堤に接近できると思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、鵜来島北西方に拡張する干出浜に向首進行して乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年2月25日

門司地方海難審判所

審判長 審判官 前 田 昭 広

審判官 濱 田 真 人

審判官 福 島 正 人